

警視庁との「児童虐待対応の連携強化に関する協定書」等の締結について

品川区は、児童虐待対応に関するさらなる連携強化のため、警視庁少年育成課と協定を、品川警察署、大井警察署、大崎警察署、荏原警察署、東京湾岸警察署と覚書を締結する。

1 協定の目的

区と警視庁において、国が求める情報共有体制に基づく連携強化を図り、虐待の予防や早期発見、重篤化の防止のため、警視庁少年育成課と協定を締結する。また、品川区管轄5警察署と覚書を締結することで、平素における第一線での連携体制を強化する。

2 協定の内容

(1) 情報共有

- ① 緊急対応が必要な虐待情報
- ② 危険性が高くなる可能性の虐待情報（身体的虐待・ネグレクト・性的虐待）
- ③ 児童の安全確認ができない虐待情報
- ④ ケース移管にかかる虐待情報

(2) 虐待予防・早期発見に視点を置いた支援に向けた警察情報の活用

子ども家庭支援センターが、児童虐待の予防・早期発見に資する警察情報の照会を行う。

(3) 要保護児童対策地域協議会における連携の促進

管轄5警察署の要保護児童対策地域協議会への参加の促進。

3 協定締結日

令和4年8月3日（水）